

## V 労働保険および社会保険

### 1 労働保険（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）

#### (1) 「労働保険」

「労働保険」とは、「労災保険（労働者災害補償保険）」と「雇用保険」の総称をいいます（2条1項）。

労働保険の保険関係は、それぞれの適用事業の事業主について、その事業の開始の日に成立します（3条・4条）。

#### (2) 保険料

政府が徴収する保険料は、「一般保険料」など6種があり（10条）、「一般保険料」は「賃金総額」に「保険料率」を乗じた額とされ（11条1項）、「保険料率」は第12条以下で規定されています。

「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいい（11条2項）、「賃金」とは、「労働の対償として事業主が労働者に支払う」ものをいいます（2条2項）。

### 2 労災保険（労働者災害補償保険法）

#### (1) 「労災保険（労働者災害補償保険）」

「労災保険」は、「業務上の事由」と「通勤」による「労働者の負傷・疾病・障害・死亡など」（それぞれ「業務災害」「通勤災害」といいます（7条1項））に対して保険給付を行う政府管掌の制度です（1条・2条）。

#### (2) 適用事業

「労働者を使用する」事業は、労災保険の適用事業となり（3条1項）、適用事業の事業主は「強制加入」となり、任意の加入脱退はできません。

### 3 雇用保険（雇用保険法）

#### (1) 「雇用保険」

「雇用保険」は、①「労働者の失業」、②「労働者の雇用継続が困難となる事由発生」、③「労働者の職業に関する教育訓練」に保険給付し、「労働者の生活」「雇用の安定」などを図る、政府管掌の制度です（1条・2条1項）。

#### (2) 適用事業

「労働者が雇用される事業」が適用事業とされ（5条1項）、適用事業に使用される労働者を「被保険者」といいます（4条1項）が、①1週間の所定労働時間が20時間未満の者、②継続して31日以上雇用される見込みのない者、③季節的に雇用される者などは適用除外とされます（6条）。

適用事業の事業主は「強制加入」となり、任意の加入脱退はできません。

### 4 社会保険

「国民年金」「厚生年金」「健康保険」「国民健康保険」は「社会保険」とされますが、労働者を被保険者とする「厚生年金」「健康保険」は、「労災保険」「雇用保険」と合わせて「労働保険」と言った方が分かりやすいでしょう。

### 5 国民年金（国民年金法）

#### (1) 「国民年金」

「国民年金」は、老齢・障害・死亡による国民生活の安定の阻害を、国民の共同連帯によって防止するための制度であり（1条）、「国民の老齢・障害・死亡」に関する給付を行う（2条）、政府管掌の制度です（3条1項）。

#### (2) 被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者が国民年金の被保険者とされますが、厚生年金の被保険者やその配偶者は除外されます（7条1項）。

## 6 厚生年金（厚生年金保険法）

### (1) 「厚生年金」

「厚生年金」は、「労働者の老齢・障害・死亡」について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する政府管掌の制度です（1条・2条）。「労働者」の定義はありませんが、「労働の対償」として賃金・給料・手当などを受ける者が該当します（3条1項3号・4号）。

### (2) 適用事業所・被保険者

「厚生年金」には、①「常時5人以上の従業員」を使用する16事業の事業所、②「常時1人以上の従業員」を使用する法人の事業所、③国・地方公共団体の事業所、④船舶所有者に使用される船員が乗組む船舶、⑤大臣の認可を受けた事業主の事業所が「適用事業所」となります（6条1項1～3号・3項）。

適用事業所に使用される70歳未満の者は「（強制）被保険者」となります（9条）が、適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者は大臣の認可を受けて「（任意）被保険者」となることができます（10条・11条）。

ただし、①臨時、②所在地不定の事業所、③季節業務、④臨時的事業、⑤短時間労働に使用される者は「適用除外」となります（12条）。

条文上は不明瞭ですが、法律の目的上、「従業員」「使用される者」が「労働者」を意味することは明らかでしょう。

## 7 健康保険（健康保険法）

### (1) 「健康保険」

「健康保険」は、「労働者・その被扶養者」の「業務災害以外の疾病・負傷・死亡・出産」に関する保険給付を行う、全国健康保険協会・健康保険組合を保険者とする、基本的な医療保険制度です（1条・4条・2条）。

### (2) 適用事業所

「健康保険」には、①「常時5人以上の従業員」を使用する16事業の事業

所、②「常時1人以上の従業員」を使用する法人の事業所、③国・地方公共団体の事業所が「適用事業所」となります（3条3項）。

「労働者」の定義はありませんが、「労働の対償」として賃金・給料・手当などを受ける者が該当します（3条5項・6項）。また、条文上は不明瞭ですが、法律の目的上、「従業員」が「労働者」を意味することは明らかでしょう。

## 8 国民健康保険（国民健康保険法）

「国民健康保険（国保）」は、都道府県の区域内に住所を有する者を被保険者とし、「被保険者の疾病・負傷・出産・死亡」に関して保険給付を行う、都道府県・市町村などを保険者とする制度です（5条・2条・3条）。